

東広島市農業委員会平成31年4月（第4回）総会議事録

- 1 開催日時 平成31年4月26日(金) 午後1時から2時10分まで
- 2 開催場所 広島中央農業協同組合本店 会議棟2階 会議室
- 3 出席委員 20人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	3	長原毅	4	清水寿昭
5	森原敏昭	6	岡本義則	7	古本啓之
8	脇坂俊之	9	原茂正	10	台川洋子
11	杉本源藏	12	加栗建男	13	窪田恒治
14	佐伯隆弘	16	黒川克輝	17	小池智慧登
19	在間千鳥	20	瀬戸則昭	22	住井正美
23	木原省五	24	立川万里子		

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	小倉亜紗美	15	田辺寿孝	18	古川国昭
21	岡土居正弘				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 8番 脇坂俊之委員 9番 原茂正委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
(農地中間管理機構関係分) の決定について
- 議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 17 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 18 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について
- 報告第 19 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄
農地保全係長	定 井 芳 紀
農地係長	法 専 信次郎
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻衣子
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査	浅 井 初 音
生活環境部豊栄支所地域振興課主査	岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	瀬 野 健 士
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	豊 田 宏
産業部農林水産課担い手支援係主事	小 田 祐 平

議長	<p>これより4月総会を開会いたします。</p> <p>在任委員数24人中20人のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しております。会議は成立します。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、8番の脇坂委員さん、9番の原委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、平成31年4月26日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議長	<p>それでは、会期は平成31年4月26日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は東広島市長から意見を求められているため、計画内容については農林水産課さんより説明をいただき、個々の内容の質問については農業委員会で事務委任されているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>なお、議案第13号に一部訂正がございますので、正誤表についての説明を事務局からまずいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
菊田主任主事	<p>議長、事務局菊田です。</p> <p>議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の20ページから21ページをお開きください。</p> <p>表の左側の申請番号3-106をご覧ください。</p> <p>所在地、黒瀬町国近字長通304-1の面積に間違いがございました。なお、この議案に係る正誤表を作成しておりますので、お配りしております別紙の議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」に係る正誤表をご覧くださいますようお願いいたします。</p>
議長	<p>どこが違うんですか。</p>
菊田主任主事	<p>正しい面積は、正誤表の下段に記入しております690㎡でございます。これに伴いまして、31ページの貸借権設定の合計面積が176,148㎡となります。訂正してお詫びを申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第13号の計画内容について農林水産課の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
小田主事	<p>農林水産課小田です。私から総会議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転にかかわるもので、貸借権設定は52件、総面積は176,148㎡となっております。所有権の移転は1件で、総面積は611㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
定井農地保全係長	<p>事務局定井です。</p> <p>それでは、事務局から利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係も、議案どおりご決定いただきますと利用集積率は23.16%になります。前回3月の公告時点での利用集積率は23.11%でございましたので、0.05ポイントの増となります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、只今、農林水産課さん、それから事務局から説明がございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>それでは、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p>
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この議案は、議案第14号による農地中間管理機構で集積した農地は、全て次の議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づいて担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の貸借という点で密接に関連しております議案第14号と議案第15号とはあわせて説明をお願いしたいと思いますのですが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>それでは、この議案案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第14号と議案第15号をあわせて農林水産課の方からご説明をお願いします。</p>
豊 田 主 任 主 事	<p>農林水産課豊田です。それでは、まず総会議案の議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は14件、39,116㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料の1ページから9ページをご覧くださいと思います。なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、5月10日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画案でございます。農業委員会からの意見聴取において、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を、農地中間管理機構が策定の上で知事の認可を受けることとなっております。内容につきましては、先ほどの議案第14号でご説明をさせていただきました利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、経営体との間で賃借権、使用貸借権を設定するものでございます。よって、申込筆数及び申込面積についても、先ほどご説明した内容と同様となります。詳細につきましては、資料の1ページから10ページをご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用配分計画原案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、農林水産課さんの方から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>

住井委員	平成41年というのは、実際にありえんのではないですか。もう令和で決まっているのでは。
瀬野課長 補佐	よろしいでしょうか、市の方の公用文の作り方の関係で、5月1日に令和という元号で施行されるまでは一応平成を使うということに統一しておりますので、5月1日までは、申し訳ございませんがまだ平成で行きます。 5月1日には、その日に作成した文書については令和という元号で作っていきまして、5月1日前に作って平成になっているものは令和に読み替えていただくというような形になっております。5月1日以降は令和になります。
住井委員	読み替えるんですか。
瀬野課長 補佐	そうですね。
議長	それは、電算上の処理が間に合わないので、できないということでしょう。 今、各企業さんを含めて電算機を全部入れかえています。それがなかなか大変なんでしょう。そこはちょっとご容赦をお願いします。
住井委員	はい
議長	何かご質問は。何かご意見がございましたら。
	< なし >
議長	それでは、ないようでございますので、採決に入ります。 議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、議案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見の決定について」を上程いたします。 なお、この議案は先ほど議案第14号とあわせて説明がありましたので、これより質疑に入ります。 この議案は、本日配付いたしました資料1にありますように、清水委員さん、岡本委員さん、森原委員さんが関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当いたします。審議の方法につきましては、これまでと同様、関係者分を先に審議することといたしますので、清水委員さん、岡本委員さん、森原委員さんは、恐れ入りますが審議の間ご退室を願います。
	< 清水壽昭委員、岡本義則委員、森原敏昭委員、退室 >
議長	それでは、議案の事案のうち資料1にあります関係者分について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 事前に配付させていただいておりますので、一度お目通しをいただいておりますので。
佐伯委員	12ページのファーム・おださんになりますが、申請する時期がわかりませんが、組合長理事は変更になっておられませんか。
菊田 主任主事	申請時点では、組合長理事は●●様となっておりますので、そうなっております。 それと、法人の方から農業振興財団の方に、組合長理事が代わった旨の変更通知をする必要があるようです。それで、本日の総会にて農用地利用配分計画案に対する意見が決定された場合、今後農業振興財団が法人さんに農用地配分計画の原案の押印以外の説明に行かれるんですが、そのときに正規の手続きをして、新組合長様、●●様の方に変更する手続きをとることでした。 それで、今回は組合長理事森原様で出してもらっております。後は、農業振興財団の方に連絡をとっておりますので、農業振興財団さんから原案の説明に行かれるときに整理をされるということでした。

菊田主任主事	以上です。
議長	佐伯委員さん、それでよろしゅうございますか。いいですか。
佐伯委員	例えば、これは法人でいいんですが、個人の方がされる場合、農業委員の方が知らずにAさんという方で承認をしたが、ふたをあけたらBさんという方になっていたということが許されるのかどうか。ここは必要ですよ。我々はAさんで承認したんだが、例えばふたをあけて申請を見たらBさんだということが発生しないのか。決議をした後に申請をして云々かんぬんという手続が正規なのかどうかということでもありますので、それが法律上、正規であればそれは仕方ないというか。
菊田主任主事	事務局の中で組合長理事様が代わっておられることを知った時点で、こういう状況になっているのですがと農業振興財団の方へ連絡をしました。ちょうど3月の受け付け時点はまだ元の森原組合長理事さんだったということもあるのと、法人さんの方から理事さんが代わられたら変更通知をしてもらうということになっとるらしいんですが、今回はこのままの議案で出してもよろしいですということで、一応振興財団の方には確認をとってやりました。
議長	では、農業振興財団さんはこのままでいいということになるんですね。普通、法人さんの場合は代表者が代わった場合、登記変更しないとだめというのがありますから、今、佐伯委員さんのおっしゃったことについてはタイムラグが若干出てくるのはあるでしょうけども、そこには問題があるかもしれませんね、だって個人的な問題ですからね。おっしゃるとおりだと思います。 今回は、農業振興財団さんもそれで良いということで、了解をとってるんですね。
菊田主任主事	はい、そうです。
議長	一応、振興財団が了解してるということでご了解いただけますか。ありがとうございます。 そのほか何かご意見がありましたら。 ございませんか。
	< なし >
議長	それでは、採決に入ります。 議案第15号の議案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号の議案のうち関係者分については決定をいたします。 それでは、清水委員さん、岡本委員さん、森原委員さんには入室してもらってください。
	< 清水壽昭委員、岡本義則委員、森原敏昭委員、入室 >
議長	それでは、続きまして議案の事案のうち関係者部分以外についてご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ございませんか。
	< なし >
議長	ないようでございますので、採決に入ります。 議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の議案のうち関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長に回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の瀬野課長補佐様、豊田様、小田様、ありがとうございます。 ご退席をお願いいたします。
	< 瀬野課長補佐、豊田主任主事、小田主事、退室 >

議 長	<p>それでは続きまして、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>それでは、総会議案の4ページをご覧ください。 議案第16号について説明いたします。 今月は10件の申請がありました。内訳は7ページをご覧ください。 田20筆、18,503㎡、畑1筆、84㎡、合計21筆、18,587㎡です。 内容については座って説明させていただきます。 それでは、43-1について説明いたします。 ●●の北東700mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●に居住していますが、今後後継者となる子が西条町に居住していることから、利便性のよい本申請地で農業の規模拡大を図るものです。なお、耕作面積9,410㎡は●●市の耕作面積であり、今回の申請を合わせると10,030㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、44-2について説明いたします。 ●●の南西900mのところ、親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、45-3について説明いたします。 ●●の北東500mのところ、親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて46-4について説明いたします。 ●●の東640mのところ、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、47-5について説明いたします。 ●●の西1kmのところ、耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具については近隣農家から借り受ける予定です。 続いて、48-6について説明します。 ●●の南東680mのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、49-7について説明いたします。 ●●の東100mのところ、自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、50-8について説明いたします。 ●●の西200m及び400mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は12名で構成する農事組合法人であり、必要な農機具も保有されています。 続いて、51-9について説明いたします。 ●●の北東340m及び700mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●に居住していますが、●●に農地を所有していることから、本市を拠点として経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、52-10について説明いたします。 ●●の南西1kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上で10件の説明を終了いたします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。 担当委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
議 長	<p>では5ページの45-3について、ご説明いたします。 渡人の父親は4年ぐらい前にもう既に亡くなりました。今、母親は●●の方に引っ越ししておられます。渡人からいうと受人はおじに当たります。これは、おじの方が四、五年ずっと全部の農地を保全管理しておられました。また、ここが空き家になっておりましたが、空き家も入居者が決定いたしました。今回そういう状況にあるので、農地を贈与するというこ</p>

議 長	<p>とになりました。全ての農地を効率的に活用できるかというのは、これは既にもう保全管理もしておられ、それからこれを合わせて9,000㎡で稲作をやるということなので問題ないかと思います。</p> <p>それから、先ほど事務局の説明がございましたが、農作業の従事については3人の従事者、そして農機具もあって問題ありません。</p> <p>それから、もう一つは周辺の農地利用についてですが、全ての農地は受人の近く、隣接したところにありますので別に支障はないというふうに考えます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>では、皆さんの方から何かございますか。</p> <p>ありませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>総会議案の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第17号でございます。</p> <p>今月は5件の申請がありました。内訳については、総会議案の10ページをご覧ください。</p> <p>田11筆、11,627㎡のうち、転用面積9,035.83㎡、畑0筆、合計11筆、11,627㎡のうち、転用面積9,035.83㎡です。</p> <p>内容につきましては、着席にて説明申し上げます。</p> <p>9ページにお戻りください。</p> <p>13-1でございます。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案です。申請者は●●に居住し、●●において認定農業者である●●を経営し、ハウス野菜を栽培しています。申請者は、平成28年5月、本申請地において営農型太陽光発電設備の許可を受け、シイタケ栽培を行っていますが、このたび一時転用期間の3年が終了するため、再度一時転用許可を申請するものです。太陽光パネルの下部の農地においては、引き続きシイタケの栽培を行う予定で、本3年間における収量の経過は、ほだ木設置、植菌後の1年間は日も浅く、収穫も上がっておりませんでした。平成30年2月以降の報告では地域の平均的な単収の8割以上の収穫実績を有しております。なお、このたびは認定農業者としての申請であるため、10年間の一時転用期間となります。申請地は、山陽自動車道奥屋パーキングの北500mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第4条第6項第5号、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するため、農地を農地以外のものにしようとする場合において、その他の利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められることから、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続いて、14-2でございます。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび本申請地に営農型太陽光発電設備を設置するため、許可後3年間一時転用しようとするものです。なお、下部の農地においては、450本のほだ木を設置して原木シイタケの栽培を行う計画です。申請地は、●●の東800mに位置する農振農用地区域内農地です。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすお</p>

<p>法 専 農 地 係 長</p>	<p>それがないと認められることから、農振農用地の不許可の例外に該当します。 続きまして、15-3でございます。 駐車場への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび新規起業される運送会社への賃貸を目的とした大型車両用の駐車場を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1.6kmに位置する第2種農地です。なお、進入箇所道路側溝ふたかけに関しましては、道路工事施行承認を担当部局に申請中です。 続きまして、16-4でございます。 農地改良のための一時転用事案です。申請者は●●に居住し、農事組合法人●●の役員をしております。申請地は、道路と水路等に囲まれたくぼ地の農地で、水はけが悪く稲作に苦勞しています。そのため、かさ上げによる農地改良を行うため、本申請地を許可後20カ月間一時転用しようとするものです。なお、一時転用後も田として利用する計画です。申請地は●●の南西900mに位置し、●●地区として昭和51年度から平成2年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された農振農用地区域内農地です。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号、仮設工作物と認められることから、農振農用地の不許可の例外に該当します。申請地は、事前着工が見られたことから始末書を徴取し、農地法の手続及び工事の差し止めについて指導しております。 10ページをお願いします。 17-5でございます。 太陽光発電設備への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西400mに位置する第2種農地です。 以上、説明申し上げました5件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。なお、議案番号13-1、14-2、16-4につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいかあわせてご審議をお願いいたします。 説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局から説明がございました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。 いいですか。なしですか。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 ございませんか。いいですか。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようでございますので採決に入ります。 議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、9ページ、13-1、14-2、16-4については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成でございますので、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、13-1、14-2、16-4については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可することに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。 次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>津 山 主 査</p>	<p>それでは、総会議案の11ページをご覧ください。 議案第18号について説明します。 今月は15件の申請がありました。内訳については、総会議案の15ページをご覧ください。</p>

津山主査	<p>田28筆、18,259㎡のうち、転用面積17,507㎡、畑1筆、56㎡、合計29筆、18,315㎡のうち、転用面積17,563㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、72-1について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東800mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、73-2について説明します。</p> <p>店舗への転用事案です。受人は●●に本店を置き、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアを運営する会社です。このたび既存店舗の敷地及び駐車場が狭く、建て替えとともに敷地拡張するため本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東670mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、受人は代表者の変更が伴いますが、5月の株主総会をもって退任予定ですので、議案では申請時点の代表者を表記しています。</p> <p>続いて、74-3について説明します。</p> <p>栽培用ハウス及び資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、社会福祉事業を営んでいます。このたび事業目的の一つである障害者の自立支援や機能回復を主目的とした松キノコ栽培用ハウス及びそれに伴う資材置場や駐車場を整備するため、通所施設から徒歩でアクセス可能な申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北900mに位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に事前協議されています。</p> <p>続いて、75-4について説明します。</p> <p>仮設事務所及び資材置場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、電気工事業を営む会社です。このたび申請地近くの工事現場において、資材置場を確保するため、現場に近い本申請地を資材置場として2021年3月31日まで一時転用しようとするものです。なお、一時転用後は農地へ復元する計画です。申請地は、●●の南東800mに位置し、●●として昭和47年度から昭和55年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された農振農用地区域内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号柱書き、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。また、建築許可の申請については担当部局に事前協議され、許可申請不要との判断を得ております。なお、申請地を既に使用していたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続いて、76-5と77-6は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し2つの発電所とするため、本申請地を転用しようとするものです。本申請地は、平成31年3月に農地法第5条許可申請され、許可となった場所ですが、その後申請者からの許可取消願を受理し、このたび再度申請があったものです。申請地は、●●の北西430m及び650mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、78-7について説明します。</p> <p>建売住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業を営む会社です。このたび本申請地に建て売り住宅7棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東175mに位置し、●●地区として昭和39年度から昭和44年度にかけて実施された農業構造改善圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。また、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、79-8について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東1,550mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、80-9について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●及び●●に居住しています。このた</p>
------	--

津山主査	<p>び、結婚を機に駅に近い本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西660mに位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、申請地は形状不整形のため、有効活用面積は小さくなっています。</p> <p>続いて、81-10について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東340mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、82-11について説明します。</p> <p>車両置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、運送用車両や建設機械の輸出及び販売業を営む会社です。現在、保有する車両を本社及び●●の敷地に保管していますが、本社は修理工場も併設しており、時期によっては修理待ち車両でいっぱいになり、商品である売出車両の保管場所が不足することから、国道沿いのアクセスのよい本申請地に車両置場を整備するため転用しようとするものです。申請地は、●●の東590mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、83-12について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。現在借家に住んでいますが、子供が生まれ手狭となったことから、実家近くの本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南西450mに位置し、●●地区として昭和61年度から平成3年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地除外済みです。</p> <p>続いて、84-13について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。現在親と同居していますが、このたび実家に近接する本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南西410mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、85-14について説明します。</p> <p>駐車場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。申請地は、平成30年6月総会にて、隣接する山林に太陽光発電設備を設置するための工事用進入路として一時転用許可申請し、許可となっていますが、このたび工事に伴う重機及びトラックの待機場として使用したいため、申請地を許可後12カ月間一時転用しようとするものです。なお、一時転用後は農地として復元する計画です。また、工事の進捗が遅れていることから、工事期間の履行延期の申請が提出され、承認済みです。申請地は、●●の北東1kmに位置し、●●地区として昭和54年度から昭和63年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された農振農用地区域内の第1種農地です。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号柱書きの規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続いて、86-15について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、測量事業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西430mに位置する第2種農地です。</p> <p>以上説明しました15件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号75-4、78-7、82-11から85-14については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいかあわせてご審議をお願いします。</p>
------	--

議 長	<p>只今、事務局から説明がございました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。 よろしゅうございますか。いいですか。</p>
	< なし >
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。 よろしいですか。</p>
	< なし >
議 長	<p>じゃあ、ないようでございますので採決に入ります。 議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、12ページの75-4、13ページの78-7、14ページの82-11から15ページの85-14までについては、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、75-4、78-7、82-11から85-14は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。 続きまして、日程第4の報告事項に入ります。 報告第15号から第19号について、事務局の説明を求めます。 はい、どうぞ。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>報告第15号から第18号までを私から説明申し上げます。 本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分したものです。 内容は、着席にて説明申し上げます。 報告事項の1ページから4ページをご覧ください。 市街化区域内における農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となる案件です。1ページから2ページは農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を3件、3ページから4ページは農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を2件受理いたしました。 続きまして、5ページから8ページをご覧ください。 法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査を行い、9件のうち3件7筆を農地、1件1筆を一部非農地、その他の案件につきましては非農地との回答をいたしております。 続きまして、9ページから10ページをご覧ください。 農業用施設の転用届け出に関するもので、農業用倉庫について1件の受理をいたしております。 報告第15号から第18号につきましては以上です。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、私からは報告第19号について説明を申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づいて専決処分したものでございます。 内容は、着席にてご説明いたします。 報告事項の11ページから13ページでございます。 これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールでございますけれども農地パトロールで調査した結果、再生利用が困難な農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、13ページの下に掲載をしておりますように、田24筆、畑3筆、合計27筆を非農地として判断したものでございます。これらの農地につきましては、今後所有者の方へ非農地の通知を行いますとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行うこととなります。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認の際の写真等の資料を送付させていただき、非農地判断に同意す</p>

定井農地 保全係長	る旨の確認書をご提出いただいております。 報告第19号につきましては以上でございます。
議長	ありがとうございました。 次に、日程第5のその他に入ります。 委員の方から何かございましたらお願いいたします。 ございませんか。
	< なし >
議長	じゃあ、事務局から何か。ありませんか。 ほかにはないようでございますので、委員の皆様方には長時間にわたるご審議、まことに ありがとうございました。ご協力をありがとうございました。 なお、引き続きまして、この後3時半から隣の会議室で全体研修会をいたしますので、よろしく お願いいたします。 それでは、森原会長職務代理さんの方から次回の総会について報告をお願いします。
森原会長職 務代理	それでは、次回5月総会は5月30日木曜日15時から開催予定としております。開催場所 は、本庁4階会議室であります。 なお、5月総会は会場の都合によりスクール形式という形になろうかと思えます。ご了承 ください。詳細については、5月総会の開催通知にて案内させていただきますので、よろしく お願いいたします。
議長	それでは、以上で4月の総会を閉会いたします。皆様方、大変お疲れでございました。一 応、これで総会は終了いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 8番 脇坂 俊之 委員 9番 原 茂正 委員